

羽黒交流事業

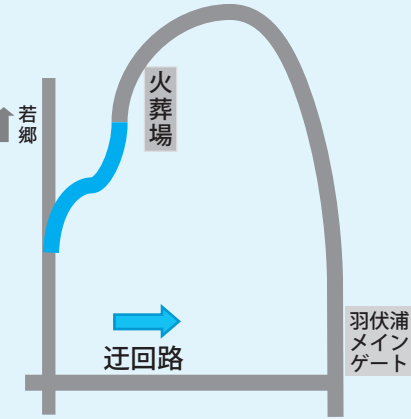
8月4～6日、毎年の夏恒例となっている「羽黒交流事業」で山形県鶴岡市羽黒の子どもたち32人、引率の方5人が来島されました。

羽黒の子どもたちは、天有法印のお墓参りや、新島の前浜で新島小学校の子どもたちとともに海水浴やバーベキューを楽しみ、夏の新島を満喫しました。



建設課からのお知らせ

■火葬場をご利用の皆様へ
羽伏浦バイパス線舗装工事に伴い9月15日(予定)から工事終了までの間、現在の火葬場への道路を通行止めいたしますので、羽伏浦海岸から迂回していただきますようお願い致します。皆様のご協力をお願い致します。



問合せ先
建設課 建設係
☎(5)0212(直通)

愛らんどリーグ2012 新島FC優勝



7月28、29日に大島で「愛らんどリーグ2012」が開催されました。

新島村からは、新島FC、式根島SCの2チーム、計23人の子どもたちと引率・コーチ・応援の保護者の25人が参加しました。

順位はつぎのとおりです。

- 優勝 新島FC
- 2位 神津FC
- 3位 大島マリンスズA
- 4位 御蔵FC
- 5位 父島キッカーズ
- 6位 FC三宅



- 7位 式根島SC
 - 8位 大島マリンスズB
 - 9位 八丈島坂上FC
 - 10位 FCフォルサ母島
 - 11位 利島FC TSUBAKIDS
 - 12位 スール青小
- MVP サッカークラブ
新島FC中田優紀さん

30日に帰島した新島チームは「祝優勝」の横断幕をかかげた保護者や関係者の皆さんに迎えられました。

また、優勝した新島FCチー

△14名の選手たちに村長から副賞としてユニフォームが授与されました。

8月3日、役場玄関に集合した選手たちに村長はつぎの言葉を贈り、役場職員と共に祝福の拍手でお祝いをしました。

「テレビは毎日オリンピック競技を中継放送し、日本チームは今日(8月3日)現在、金メダル2個、銀メダル6個、銅メダル11個、計19個のメダルを獲得しています。なぜか金メダルが少ないように感じていましたが、皆さんが代わりに金メダルを獲得してくれました。よく頑張りました。おめでとう。一生懸命練習してチームワークと絆を大切にしていれば、勝利がつかめることを皆さんが証明してくれました。」

これからも一生懸命練習に励んで、8年後のオリンピックの日本代表選手になって下さい。猛暑の新島村に元氣と明るさをプレゼントしてくれよう。」

五島をつなぐ支庁の窓 No.5

■森林の土地の

所有者届出制度について

平成24年度より、新たに森林の土地所有者となった方々の届出制度が設けられました。

これまでは森林の所有者が分からないために、

- ①行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約し効率を上げられない
- といった課題がありました。そこで森林の土地所有者を把

握するために、森林法の改正によつてこの制度が規定されました。

対象は、売買契約、相続、贈与等によつて森林の土地を新たに取得した個人・法人です(但し例外あり)。また、所有者となつた日から90日以内に、取得した土地がある町村の長に届出いただくこととなります。なお、相続の場合は、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の

共有物として届出の必要があります。

より効果的な森林行政の推進のため、皆様のご理解ご協力のご協力をお願いいたします。

詳細・問い合わせ

大島支庁産業課HP (<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10sina/industry/todokede.htm>)
または、同課林務係
☎04992(2) 4434

東京都知事杯サーフィン大会



▶オープンプラス表彰式
(写真右から1位〜4位)

8月4日、羽伏浦海岸で東京都知事杯サーフィン大会が開催され、東京、伊豆、大島、神津島、三宅島から選手が来島しました。エントリー数は全体で127人。新島からは21人が参加しました。

結果はつぎのとおりです(敬称略)。

【団体戦】

- 1位 東京
- 2位 新島
- 3位 伊豆

【スペシャルクラス】

- 1位 堤 渉真(伊豆)

【オープンプラス】

- 1位 梅田 力良(新島)
- 2位 高橋 昴大(東京3区)
- 3位 井口 知久(新島)

【ビギナークラス】

- 1位 梅田 天斗(新島)
- 2位 菊地 祐介(三宅島)
- 3位 駿藤 友也(伊豆)

【ポテターボードクラス】

- 1位 中村 麻美(千葉県)
- 2位 大沼 みなみ(新島)
- 3位 高橋 圭子(伊豆)

※紙面の関係上、結果は抜粋して掲載させて頂いておりますので、ご了承ください。

ご意見箱への回答

現在、村内各所に置かれているご意見箱に投書されたご意見・ご提言の中から6月までの回収分について、担当課が回答します。

なお、掲載にあたっては、スペースの都合で文章の削除・省略・変更を行いました。また、同じ理由ですべての回答を掲載することはできませんので、ご了承ください。

Q猫のフンについて。

犬のフンの注意はしていますが、他人の家にする猫のフンはどうなるのでしょうか？庭が猫のフンでいっぱいでも子どもを遊ばせることもできません。なんとか対策をお願いします。皆さん困っています。

A【民生課民生係】

昔は島では、猫の多頭飼い、放し飼いが主流でした。猫を飼うにあたっては、犬とは違い、登録の義務や条例等はありません。しかし、他人に迷惑をかける、隣近所とのトラブルになつてしまわないように、飼い主の方は気をつけなくてはなりません。

村では、ホームページに猫の飼い方のアドバイスを載せていますが、今後は定期的に広報へ掲載いたします。飼い主の方は、周りの方へ迷惑をかけないために、次のことを努力して下さい。

○首輪等で身元を表示する

○室内で飼う

室内飼育は近隣にフン・尿の迷惑をかけることなく、猫自身も交通事故や感染症からも守られることとなります。

○最期まで責任を持って飼う

最近、猫のフン・尿についての苦情や相談が増えていきます。動物は可愛がるだけでなく、人に迷惑をかけるないように、最期まで責任を持って飼いましう。

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0240内線108

